

泉大津市宿泊等促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内のG o T o トラベル事業登録業者のうち感染防止対策を徹底した宿泊事業者に対して、宿泊等促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付し、宿泊及び船中泊（以下「宿泊等」という。）にかかる料金の割引を行うとともに、宿泊者に対し地域特産品の提供を行うことで、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ宿泊需要の早期回復を図ることを目的とし、泉大津市補助金等交付規則（平成21年3月30日泉大津市規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 市内において宿泊施設を運営する者又は泉大津市発の船中泊を伴う旅客船を運営する者
- (2) 令和4年4月1日時点における国土交通省観光庁が実施するG o T o トラベル事業（以下「G o T o トラベル」という。）の登録業者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に該当する施設を運営していないこと
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の許可・届けの対象となる営業を営む施設を運営していないこと

(補助対象事業)

第3条 補助金交付の対象となる事業は、次条に定める対象宿泊等プランの宿泊者1人1泊当たり5,000円を宿泊等料金から割引を行うものとする。ただし、連泊の場合は、1泊目のみの割引を行うものとする。

(対象宿泊等プラン)

第4条 補助金を交付し、宿泊等料金の割引を行う対象となる宿泊等プランは、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 市内の宿泊施設への宿泊又は泉大津市発の船中泊であること
- (2) G o T o トラベル等のキャンペーン及び本補助金による割引後の宿泊等料金が1人1泊当たり実質1,000円以上（税込）であること
- (3) G o T o トラベルの対象となる宿泊等プランであること。ただし、G o T o トラベルが停止している又は終了した場合は、G o T o トラベルの対象となる要件を満たす宿泊等プランとする。
- (4) 宿泊者1人当たり3,000円分の地域特産品を提供すること。なお、提供にあたって必要な経費は宿泊等料金への価格転嫁を認める。

- (5) 地域特產品は2種類以上を設け、宿泊者の選択により1種類を提供すること
 - (6) 実際の利用を伴う宿泊等であること
 - (7) 補助金決定の日から令和5年2月28日までの間にチェックインするものであること
 - (8) その他市長が不適当と認めるものでないこと
- (補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助の対象となる経費及び補助金の額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 宿泊等割引補助
宿泊等割引補助の対象経費については、前条に定める対象宿泊等プランの宿泊者1人1泊当たりの宿泊等料金の割引額とし、1件につき5,000円とする。
- (2) 事務費
事務費の対象経費については、泉大津市宿泊等促進事業の実施に必要な需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料及びその他市長が定める経費とする。なお、補助金の上限額は、1,000円に対象宿泊等プランの利用件数を乗じた金額とする。
(補助金の交付申請)

第6条 この補助金を受けようとする者は、泉大津市宿泊等促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に対し令和4年4月1日から令和4年4月14日までの間に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 要件確認書兼誓約書（様式第4号）
- (4) 法人登記事項証明書（個人にあって住民票）（発行から3ヶ月以内のもの）
- (5) 印鑑登録証明書（発行から3ヶ月以内のもの）
- (6) 会社等の概要書（任意様式）
- (7) 対象宿泊等施設等の図面（客室数を判断できるもの）（任意様式）
- (8) 提供する地域特產品（3,000円相当分）の詳細（任意様式）
- (9) その他市長が必要と認める書類
(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の交付申請書を受理したときは、当該書類についてその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、泉大津市宿泊等促進事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。なお、全申請者の申請宿泊数合計が、予算を6,000円で除算した数を上回る場合は、各申請者が当該事業を実施する宿泊等施設の宿泊可能室数及び過去の宿泊実数を考慮の上、宿泊予算数を按分し、交付額を決定する。

(事業計画の変更)

第8条 第6条の補助金交付申請書を提出した者が、その後においてやむを得ない理由により、その事業計画の一部を変更し、又は中止しようとする時には、泉大津市宿泊等促進事業補助金変更交付申請書（様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める事項

(補助金の変更交付決定)

第9条 市長は、前条の変更交付申請書を受理したときは、当該書類についてその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、泉大津市宿泊等促進事業補助金変更交付決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、市へ提出した収支予算書に基づく、事業報告について、次の各号に定める書類を添えて令和5年3月10日までに市長に報告しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（様式第8号）
- (2) 収支決算書（様式第9号）
- (3) 宿泊等プランの販売実績がわかる資料（任意様式）
- (4) 提供した地域特産品の写真
- (5) 地域特産品の提供実績がわかる資料（任意様式）
- (6) 補助対象経費のうち、事務費に係る領収書の写し（内訳がわかるもの）
- (7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地検査等を行うことにより交付すべき補助金の額を決定して、補助事業者に対し、泉大津市宿泊等促進事業補助金交付確定通知書（様式第10号）を通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助事業者は、事業実績報告書を提出し、泉大津市宿泊等促進事業補助金交付確定通知書を受理後、泉大津市宿泊等促進事業補助金交付請求書（様式第11号）を市長に提出し、補助金の交付請求を行わなければならない。

(補助金の概算払い及び精算)

第13条 補助事業者は、事業の性質などの理由から補助金の概算払いが必要である場合、泉大津市宿泊等促進事業補助金交付決定通知書受理後において、泉大津市宿泊等促進事業補助金交付請求書（様式第11号）を市長に提出することができる。

2 市長は、補助金の概算払いを行った後に、変更交付申請を受理し、泉大津市宿泊等促進事業補助金変更交付決定通知書を通知する場合において、その補助金が減額となる場合には、補助事業者に対して泉大津市宿泊等促進事業補助金精算払い請求書（様式第12号）を併せて通知しなければならない。

（書類の保存）

第14条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を5年間保存しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第15条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は補助金の交付の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができるものとし、補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 補助事業者が、この要綱に違反したとき。
- (2) 補助事業者が、第2条の規定に該当しなくなったとき。
- (3) 補助事業者が、第8条から第9条までに規定する承認を受けたとき。
- (4) 補助事業者が、虚偽又は不正な手段によって補助金の交付を受けたとき。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。